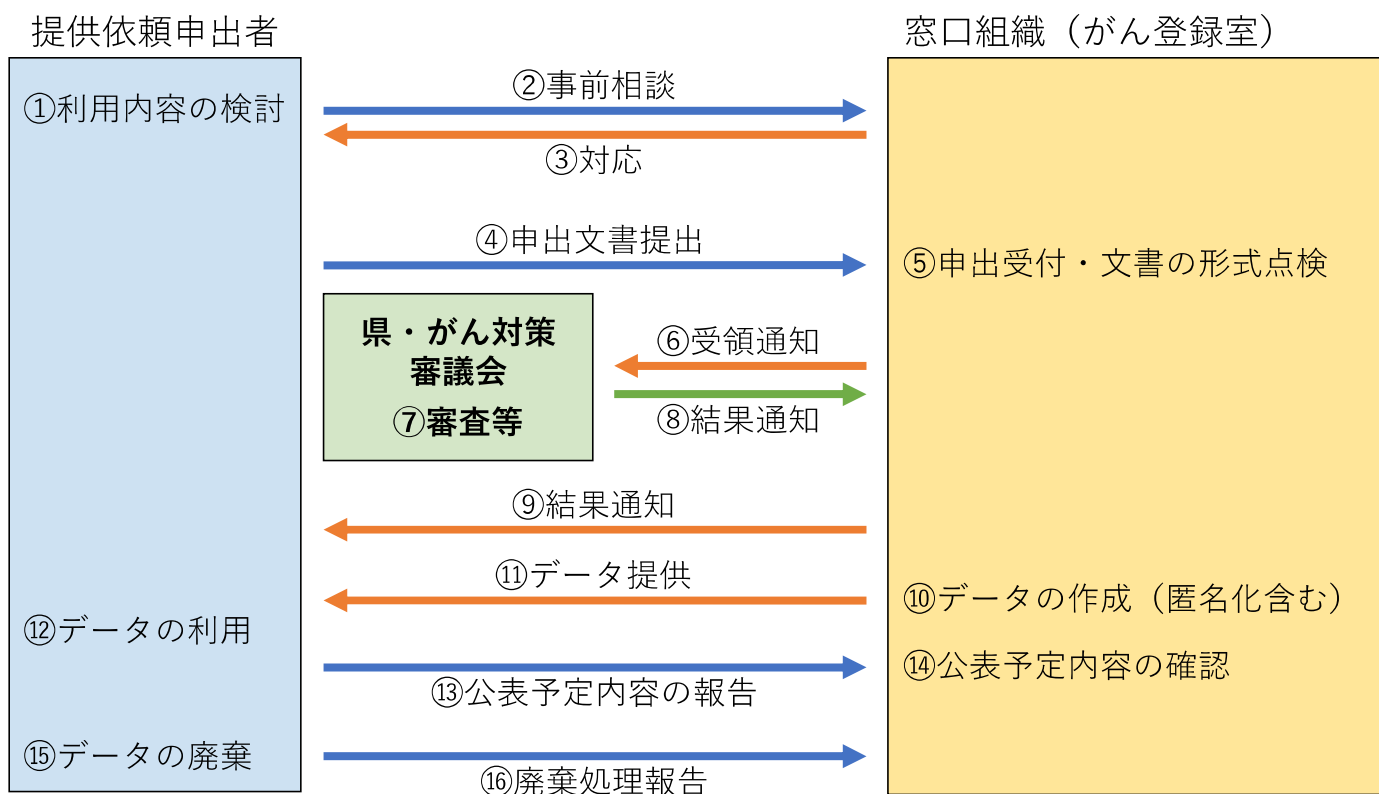


全国がん登録に係る情報提供について

全国がん登録の概要

- 「全国がん登録」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、日本でがんと診断された全ての人のデータを国で1つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで、平成28年1月に開始
- 収集する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、がんの種類、進行度、治療の内容等26項目
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究、がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者等への情報提供が可能
- 2以上の都道府県に係るがん情報については国が情報提供を行い、それ以外は都道府県が情報提供を行う

情報提供の事務フロー



※ 法第20条に基づく提供（病院等への提供）の場合、⑦における審議会への意見聴取は不要。

都道府県がん情報の提供について

1 情報提供申出者等について

申出者	申出の種類	利用目的等	備考
宮崎県がん登録室 ((公財) 宮崎県 健康づくり協会)	提供 (法第18条)	2020年宮崎県がん登録 報告書作成のため	2019年宮崎県がん登録 報告書に準じて作成

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 [略]

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 [略]

2 形式点検の結果について

全ての項目において、基準に適合している

3 宮崎県がん対策審議会での審査について

- ・ 審査報告書 (案)
- ・ 原則として秘匿する少数集計値 (1以上、10未満) の取扱い

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用目的及び必要性	法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、県民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)	✓	
(2) 都道府県がん情報が提供されることについての同意	法第21条第8項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。	—	非該当
(3) 情報を利用する者の範囲	全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。	✓	
	法第21条第8項に係る申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。	—	非該当
	調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。	—	非該当
(4) 利用する情報の範囲	利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。	✓	
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	提供可能な情報であるか。	✓	
	利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。	✓	
	情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。	✓	
	調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。	✓	
(6) 利用期間	調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。	✓	

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
(8) 結果の公表方法及び公表時期	調査研究方法と調査研究成果の公表方法と公表時期が整合的であるか。	✓	
	県民に還元される方法で、公表予定であるか。	✓	
(9) 情報の利用後の処置	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
(10) その他	—	—	

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号） 一部抜粋

（都道府県知事による利用等）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）
 - 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
 - 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者
- 2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。